

衆議院議員総選挙の啓発に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務

企画プロポーザル審査要領

令和 3 年 4 月

岩 手 県

この「企画プロポーザル審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「衆議院議員総選挙の啓発に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う提案書等の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る提案書等審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- (2) 委員会は、企画プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）から提出された提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告する。

2 審査項目、審査の観点及び配点

配点は100点満点とし、審査項目審査の観点及び配点は次のとおりとする。

審査項目及び審査の観点	配点
1 全体計画（トータルコンセプト） ・本業務の趣旨を理解し、仕様内容等に沿った提案であるか。	【 15 点】
2 業務内容 ・全体計画の方向性に合致しているか。 ・必須事項においては、仕様を満たしているか。 ・効率的かつ効果的な啓発のための工夫がされているか。 ・表現やデザインが、有権者の興味や関心をひく訴求性、老若男女や障がいの有無、能力の如何を問わず認識できる公平性、受け取る側に対して否定的なイメージを抱かせない公益性を考慮したものになっているか。	【全 75 点】
① テレビCMの制作・放送	【15 点】
② ラジオCMの制作・放送	【 5 点】
③ SNS広告	【15 点】
④ 選挙啓発ポスター及びチラシの製作・発送	【15 点】
⑤ 鉄道車内の広告及び駅へのポスター掲出	【 5 点】
⑥ バス前面垂幕の製作及び県内の路線バスへの掲出	【 5 点】
⑦ 自由提案事項	【15 点】
3 業務遂行能力 ・組織体制（担当者、役割分担等）は、委託業務を確実に履行できるものとなっているか。 ・本業務に類似する業務の実績は良好か。	【 5 点】
4 費用積算内訳書 ・積算単価や数量は正確かつ適正な価格と認められるか。 ・提案内容との整合性はあるか。	【 5 点】

3 審査方法

- (1) 審査は、提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価を行い、評点を付ける。
- (3) 上記(2)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位

－3点、3位－1点)をつけ、その順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。

順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価数が同数の場合は、委員会において合議の上、順位を決定する。

(4) 参加者が6者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。

参加者が1者のみであった場合にも、委員会において(1)のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告する。